

第三者委員会の設置に係る 中山間地域等直接支払交付金実施要領等の規定

○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成27年4月1日付け26農振第2160号農林水産事務次官依命通知

第8 第三者機関の設置

- 1 国は、（中略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 （略）

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2・3 （略）
- 4 農村振興局長は（中略）、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価する（後略）。

○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 平成27年4月1日付け26農振第2258号農林水産省農村振興局長通知

第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、（中略）平成30年6月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、平成31年8月末までに実施する。
- 2・3 （略）